

他の施設に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電話システム	250kWh以上	30万人以上	機上設備	[略]
		500kWh未満	70万人未満	機上設備	[略]
他の施設に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電話システム	250kWh未満	10万人以上	地上設備	[略]
			30万人未満	地上設備	[略]

備考 [1~29 略]

(規格)

第二条 第一条の表に掲げる施設のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる規格によるものとする。

【一〇十三 略】

十四 搬送用アイソレーター装置 災害対応特殊救急自動車又は救助消防ヘリコプターに積載できる装置であつて、アイソレーター及びクリーンユニットで構成されるものであること。
【十五~二十三 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第七十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第四百四十六号)及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(令和二年農林水産省令第四十号)の施行に伴い、平成二十六年五月十三日農林水産省告示第六百四十九号(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のア、イ及びウの農林水産大臣が指定するものを指定する件)の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

他の施設に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電話システム	250kWh以上	30万人以上	機上設備	[同左]
		500kWh未満	70万人未満	機上設備	[同左]
他の施設に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電話システム	250kWh未満	10万人以上	地上設備	[同左]
			30万人未満	地上設備	[同左]

備考 [1~29 同左]

(規格)

第二条 【同上】

【一〇十三 同上】

【新設】
【十四~二十二 同上】

改正後	改正前
-----	-----

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)の表の馬、豚、鶏又はうずらの項及び養殖水産動物の項の第2欄の農林水産大臣が指定するものは、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 食品の製造工程において発生した残さ(牛、めん羊、山羊又は鹿に由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離)

- 一 (略)
- 二 食品の製造工程において発生した残さ(牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離)

された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。に含まれる動物由来たん白質

離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。に含まれる動物由来たん白質

附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

○経済産業省告示第百二十四号

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日

経済産業大臣 堀山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。</p> <p>158 [略]</p> <p>9(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 二の表の端のワシントン条約附属書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ クック、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール、タークス及びカイクス諸島</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。</p> <p>158 [略]</p> <p>9(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 二の表の端のワシントン条約附属書I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、ニウエ、南スーダン、台湾、東ティモール</p>

(4)・(5) [略]

(6) 二の表の端の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マレーシア、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、

(4)・(5) [略]

(6) 二の表の端の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マレーシア、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキ